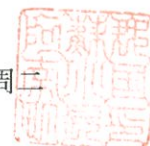


南小国町告示第 100号

南小国町大字満願寺字瀬ノ本の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第5項の規定に基づき筆界案を作成したので、下記のとおり公告する。

令和8年6月3日

南小国町長 高橋 周二



記

1. 土地の所在・地番  
別紙のとおり
2. 筆界案を確認することができる場所  
熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場143  
南小国町役場 税務課地籍係
3. 筆界案を確認することができる者  
当該土地に対して所有権を有する者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人
4. 筆界案の作成者  
南小国町
5. 意見の申し出期間  
令和8年6月3日から同年6月23日まで  
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く）
6. 筆界案の確認について  
筆界案の確認ができる者は、期間中の午前9時から午後5時まで意見を申し出ることができる。  
上記5の期間内に申し出がなかった場合は、地籍調査作業規程準則第30条第5項の規定に基づき、作成した筆界案のとおり調査を行う。

別紙

南小国町大字満願寺字瀬ノ本5621番22  
南小国町大字満願寺字瀬ノ本5621番26  
南小国町大字満願寺字瀬ノ本5621番27  
南小国町大字満願寺字瀬ノ本5621番28  
南小国町大字満願寺字瀬ノ本5621番29  
南小国町大字満願寺字瀬ノ本5621番30  
南小国町大字満願寺字瀬ノ本5621番31  
南小国町大字満願寺字瀬ノ本5621番32  
南小国町大字満願寺字瀬ノ本5621番33  
南小国町大字満願寺字瀬ノ本5621番34  
南小国町大字満願寺字瀬ノ本5621番35  
南小国町大字満願寺字瀬ノ本5621番36  
南小国町大字満願寺字瀬ノ本5621番37  
南小国町大字満願寺字瀬ノ本5621番38  
南小国町大字満願寺字瀬ノ本5621番39  
南小国町大字満願寺字瀬ノ本5621番40  
南小国町大字満願寺字瀬ノ本5621番41  
南小国町大字満願寺字瀬ノ本5621番42  
南小国町大字満願寺字瀬ノ本5621番43  
南小国町大字満願寺字瀬ノ本5621番44  
南小国町大字満願寺字瀬ノ本5621番45  
南小国町大字満願寺字瀬ノ本5621番46  
南小国町大字満願寺字瀬ノ本5621番50